

# 令和8年度 桐生市職員採用試験「大学等推薦特別選考」実施要項

令和8年5月29日

## 1 趣旨

この要項は、令和8年度（2026年度）に実施する桐生市職員採用試験において、大学、大学院（以下「大学等」という。）からの推薦を受けた人を対象とする特別選考を実施するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 対象職種等

- (1) 対象職種 上級土木（都市計画に関する業務及び道路、橋梁、上下水道等の土木施設の設計・施工監理業務等）

上級建築（市有施設に関わる建築設計や施工監理建築確認業務等）

- (2) 採用人数 若干人

## 3 申込要件

- (1) 平成9年4月2日以降に生まれた人

- (2) 「大学等推薦特別選考」実施要項に基づき、群馬県内にある大学などから推薦を受けた人

上記のほかに、次のいずれかに該当する人は申込できません。

- ① 日本国籍を有しない人

- ② 地方公務員法第16条に該当する人（以下のいずれかに該当する人）

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 桐生市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 4 推薦基準

次の(1)から(3)までの要件をすべて満たす人のうち、大学等の学部長等（※1）（以下「学部長等」という。）が推薦する人

- (1) 「桐生市の求める職員像（※2）」にふさわしい資質と能力を有するとともに、学業成績が優秀であると学部長等が認める人
- (2) 在籍している大学等を令和9年3月31日までに卒業（修了）見込みであって、同年4月1日から桐生市に確実に勤務できると学部長等が認める人
- (3) 大学等の卒業又（修了）後に桐生市職員となることを第一志望とする人

### ※1 大学等の学部長等

大学院における研究科長又は専攻長等、大学における学部長または学科長等

### ※2 「桐生市の求める職員像」

- 挑戦 「どうしたらできるか」問題の解決に向け、自ら考え行動する職員
- 共有 常に問題意識を持って、政策や課題・問題を共有し、自分の業務の一部として自覚し、行動する職員
- 魅力発信 桐生を愛し大事に思うとともに、伝統・歴史・文化・自然を学び、街と人の魅力

を理解し発信できる職員

○市民目線 市民が何を求めているのか、市民の目線で考え、市民の幸せと未来のために行動する職員

## 5 申込方法

- (1) 推薦を希望する人は、桐生市職員採用試験「大学等推薦特別選考」申込書、エントリーシートを作成した上で、必要書類の作成を大学等に依頼する。
- (2) 大学等は、推薦を希望する人を取りまとめ、「4 推薦基準」を満たす人を被推薦者として決定する。  
また、推薦に必要な桐生市職員採用試験「大学等推薦特別選考」推薦書及び成績証明書（大学等で定める様式による。）を被推薦者に交付する。
- (3) 大学等から連絡を受けた被推薦者は、本市が指定する方法で桐生市職員採用試験「大学等推薦特別選考」に申し込むとともに、申込書類一式を桐生市に提出する。

## 6 試験内容

適性検査及び面接試験

※詳細については試験の受験者に対して別途通知する。

## 7 試験結果の通知

試験の可否については、受験者に通知する。

## 8 その他

- (1) この要項に記載されていない事項については、試験案内の内容のとおりとする。
- (2) この試験に合格した人であっても、令和9年3月31日に推薦を受けた大学等を卒業又は修了できず、同年4月1日から本市に就業することができない人にとっては、その合格及び採用を取り消す。